

**(仮称) 一宮市第 1 共同調理場
整備運営計画**

(抄)

**平成 31 年 2 月
一宮市**

目次

序章	1
(1) 整備運営計画の位置づけ	1
第1章 建設地	2
第2章 整備内容	6
(1) 諸室構成.....	6
(2) 平面計画.....	8
(3) 厨房機器.....	10
(4) 食器類・食缶類.....	16
(5) 備品.....	17
(6) 配送車	17
第3章 維持管理・運営内容	18
(1) 食材調達・検収・調理.....	18
(2) 配送・回収.....	18
(3) 洗浄.....	18
(4) 清掃.....	18
(5) 点検.....	20
(6) 警備.....	20
(7) 修繕.....	20
(8) 見学者対応.....	20
第4章 今後の進め方	21
(1) スケジュール	21

序章

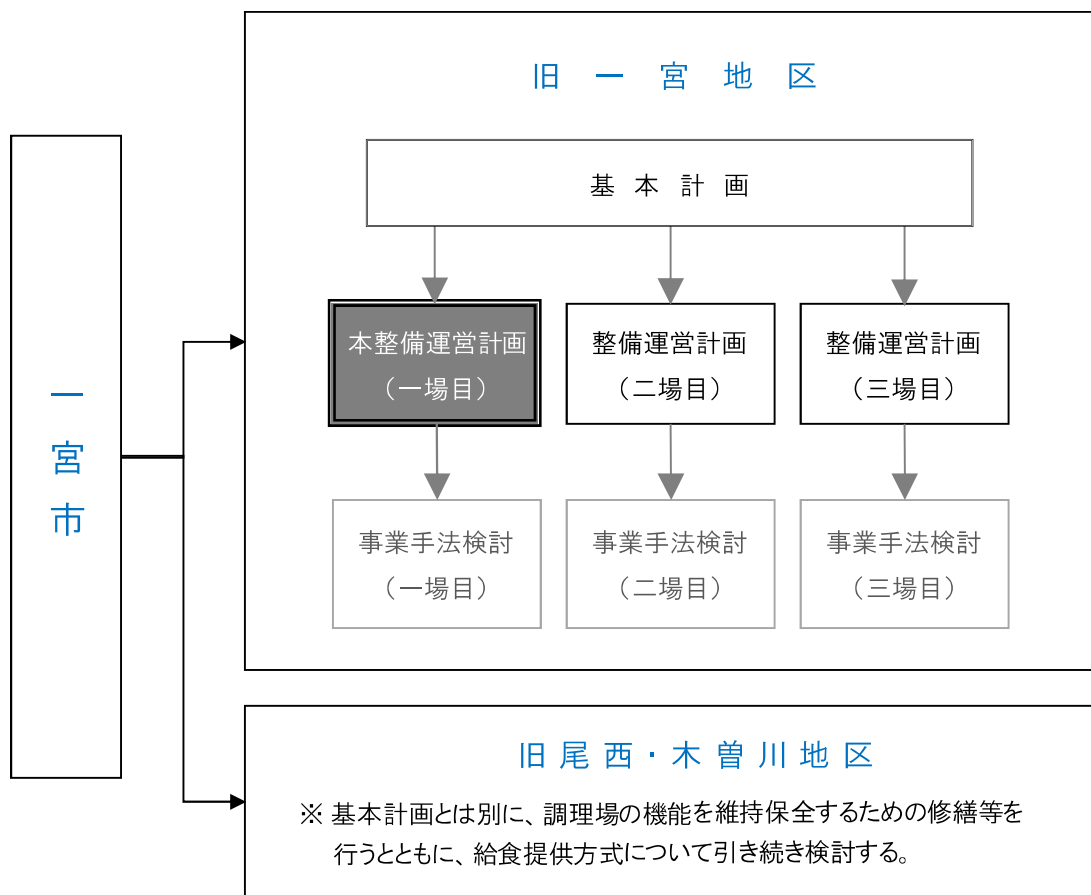
(1) 整備運営計画の位置づけ

本市は、一宮市学校給食共同調理場整備基本計画（以下、「基本計画」という）において、今後、一場目と二場目でそれぞれ8,500食（延床面積4,000㎡）、三場目は6,000食（既存の共同調理場跡地）という組み合わせを原則として、諸条件を満たす建設地を早急に取得することを示しました。

本整備運営計画は、一場目の共同調理場について、建設地、整備内容、維持管理・運営内容を定めるものです。

事業手法については、本整備運営計画をふまえ、今後、検討します。

図表 0-1 本整備運営計画の位置づけ



第1章 建設地

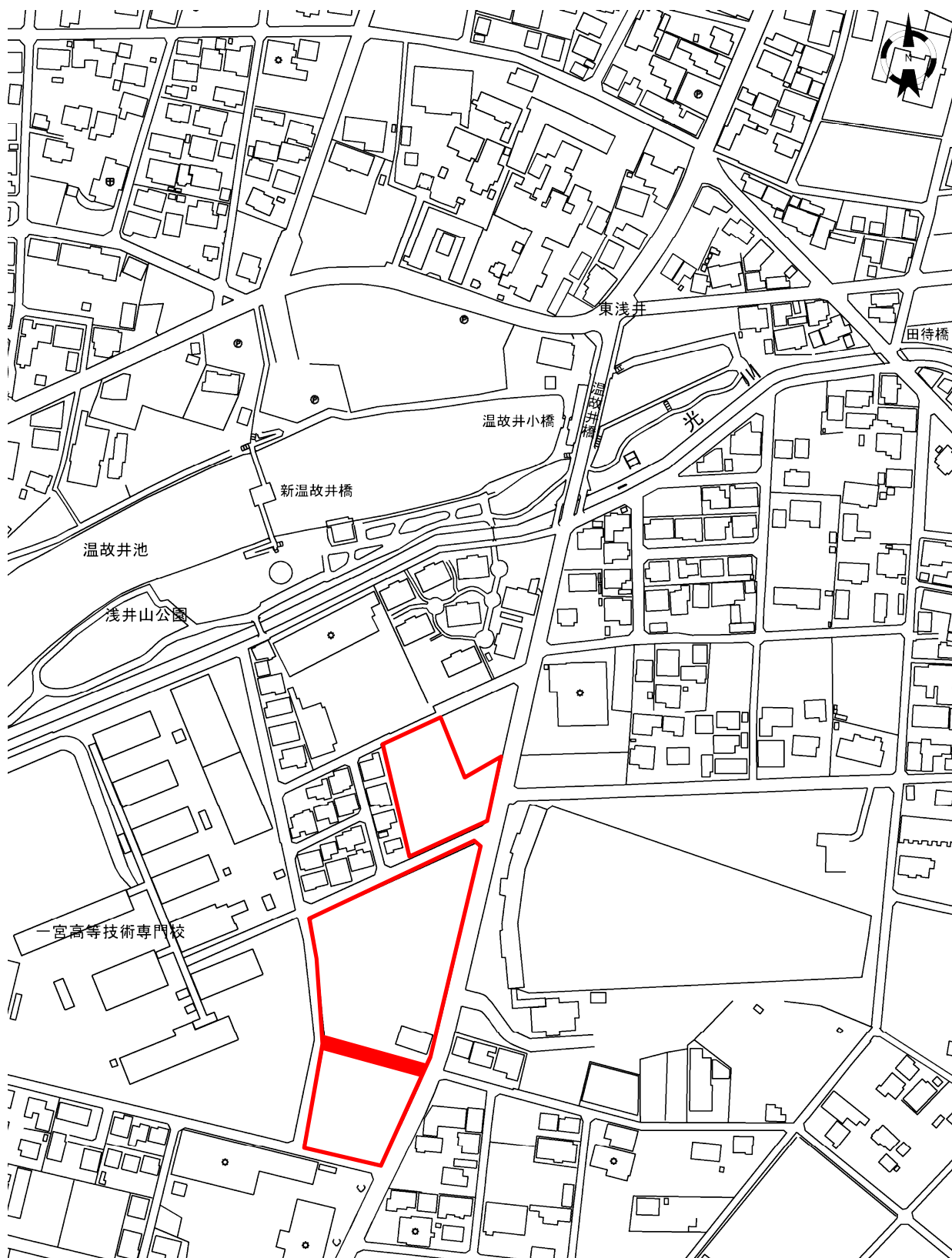
前述のとおり、基本計画において、一場目は8,500食規模（延床面積4,000㎡）の共同調理場を建設できる土地を取得することが示されました。

現時点で、市内ではその規模の市有地が確保できないため、民有地も含めて、基本計画に定める条件を満たす土地を探し、図表1-1及び図表1-2に示す土地を建設地として選定しました。基本計画に定める条件への適合については、図表1-3に整理しました。

図表 1-1 建設地の概要

所在	一宮市浅井町東浅井字大島1547番2外
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	約9,800㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%
上水道	あり
下水道	なし（浄化槽対応）
ガス	現状、LPG対応。将来的に都市ガス対応となる可能性あり。
位置	

図表 1-2 位置図



※ 敷地内の市道部分（赤色塗りつぶし部分）についても、廃道手続きにより取得予定。

下図に示すとおり、敷地内では8,500食規模（延床面積4,000㎡）の共同調理場を建設可能であり、また、適切な動線を確保できることが確認できました。

図表 1-2 敷地図（案）



※上図は、敷地内に8,500食規模の共同調理場が建設可能か、適切な動線を確保できるかを確認するものであり、各諸室等について設計上の規模・位置を規定するものではありません。詳細は、今後の設計業務において決定します。

図表 1-3 建設地の条件適合状況

項目	内容	適合状況	
インフラ条件	電気設備	高圧(標準電圧 6,000 ボルト)で受電可能な場所とする。 ※契約電力 500kW 以上	○
	ガス設備	都市ガス供給区域またはプロパンガス供給区域とする。 ※都市ガスでは、中圧(0.3~1.0MPa 未満)供給区域	○
	上水道	共同調理場では井戸水が使用できないため、市上水道が整備されている場所とする。	○
	排水(下水道)	下水道が整備されている場所または 1 食あたり少なくとも 18 リットルの排水を流すことが可能な場所とする。 ※計画場所で定められた排水基準を満たす処理設備を必要に応じて設置	○
必ず満たすべき条件	立地にあたっての法規則	給食センターは建築基準法上の用途が工場となるため、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域または市街化調整区域とする。	○
	接道状況	トラックが出入りしやすい、6m以上の道路と面している場所とする。 加えて、敷地に 2ヶ所以上の出入口を設置することが望ましい。	○
	建物延床面積	共同調理場の最大調理能力に応じて、現行の学校給食衛生管理基準に適合した学校給食センターを建設するために必要な面積とする。	○
	配送条件	調理後2時間以内の給食(学校給食衛生管理基準)が可能となる配送計画が立てられる建設地とする。	○
満たすことが望ましい条件	災害の危険性	ハザードマップや土地の履歴により、土砂災害・浸水等の災害危険性の低いと想定される場所が望ましい。	○
	立地	安定した給食を提供するため、大量となる食材調達及び納入可能な業者が豊富な地域が望ましい。	○
	敷地面積	最新の衛生管理基準を遵守できる提供食数に適した建物面積と、附帯設備、駐車場、通路、緑地など建設条件を満たした面積とすることが望ましい。 敷地面積が 10,000 m ² を超える場合は、適用される各種規制・基準を遵守すること。	○
	緑化面積	建設地の条件に遵守した緑地を確保する計画とする。 衛生面を考慮して、虫の寄りつきにくい緑化計画が望ましい。	○
	土地の履歴状況	土地の履歴から土壤汚染の可能性の低い場所とする。	○
	周知の埋蔵文化財包蔵地	建設地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しない場所であることが望ましい。 周知の埋蔵文化財包蔵地とは、文化財保護法第 93 条で規定される「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」である。 通常は、市町村が作成する遺跡地図や遺跡台帳において遺跡の区分が登載されているが、登載されていない場合でも、その地域社会において遺物や遺跡が埋もれていることが認識されている土地も該当する。	○
	近隣へ与える影響	調理中の臭気や、設備機器からの騒音など周辺環境への影響を考慮して、施設が近接しないことが望ましい。 また、周辺の影響を最大限考慮した、対策を講じる。	○

第2章 整備内容

(1) 諸室構成

諸室構成（案）を以下に示します。

各諸室に区分けした部屋を調理従事者が認識しやすいように、床などの色分けに配慮した計画とします。

なお、施設に導入する外気はフィルターなどを通して流入することで、外部からの虫などの侵入を防止します。また、調理エリア（※）は、室温 25℃以下 湿度 80%以下の環境とします。調理エリアの床材は、作業にあった滑りにくい素材として、清掃が容易で経年劣化に配慮したものとします。

※ 調理エリア … 白衣着用で食材等を直接取り扱うエリアで、給食エリアのうち、汚染作業区域及び非汚染作業区域が該当（図表 2-1 参照）。

図表 2-1 諸室構成（案）

区分		諸室	
本施設	給食エリア	汚染作業区域	荷受室、検収室
			食品庫
			割卵室
			野菜類下処理室、肉魚下処理室
			計量室
			風除室（洗浄室）、洗浄室
			器具洗浄室
			ごみ庫
			新油庫
		残菜処理室	
		非汚染作業区域	上処理室
			煮炊き調理室
			揚物・焼物・蒸物調理室
			肉魚処理室
			和え物準備室、和え物調理室
			アレルギー対応調理室
			器具洗浄室
		風除室（コンテナ室）、コンテナ室	
		その他区域	廃油庫、準備室、倉庫

区分		諸室	
	事務エリア	一般エリア	事務室
			多目的便所
			打合せ室
			玄関
			風除室
			見学通路、見学展示ホール
			研修室
			外来・職員用便所（男・女）
	職員・調理員エリア	給湯室	
		食堂、会議室	
		調理員用休憩室（男・女）	
調理員用更衣室（男・女）			
調理員用便所（男・女）			
洗濯室、乾燥室			
倉庫			
その他	運転手控室、エレベーター、ボイラー室、電気室、ポンプ室、小荷物昇降機		
付帯施設	駐車場（職員用、来客用、従業員用、バス用、トラック用）、駐輪場、受水槽、埋設排水処理施設等		

第4章 今後の進め方

(1) スケジュール

今後のスケジュール（案）を下記に示します。

第1章で整理した建設地は民有地であることから、まずは、用地取得に向けて、測量、売買契約等の準備を進めます。

また、測量完了後は、平成36年度（2024年度）の供用開始を目指し、基本設計、実施設計、建設工事を進めます。

図表 4-1 スケジュール（案）

区 分	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)
用地測量	■					
用地購入準備、 売買契約	■	■				
基本設計・実施設計・ 建設工事	■	■	■	■	■	
試運転・開業準備・ 供用開始						■

(注)用地測量、用地購入準備、売買契約、建設工事には、対象地内と周辺の道路整備を含みます。

(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営計画
平成31年2月

- 発行日 平成31年2月18日
- 発行 一宮市
- 編集 教育文化部 学校給食課
〒491-0013 一宮市北小湊字寺山南100番地
TEL 0586-28-8650 (ダイヤルイン)
FAX 0586-81-1175